

平成29年度(第51回)

## 中部シニアゴルフ選手権競技 三重地区予選

日 程：平成29年6月16日(金)

場 所：西日本セブンスリーゴルフクラブ

中部ゴルフ連盟

### ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

(a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

(b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていますが、その球はアウトオブバウンズとする。

2. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。

(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

(c) 1番ホールのティーインググラウンドより150ヤード付近の左ラフ内の修理地はプレー禁止の修理地とし、規則25-1bの救済を受けなければならない。危険につき立ち入り禁止とする。このローカルルールの違反の罰は、2打。

3. 動かさない障害物(規則24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

(d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。

(e) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。

4. パッティンググリーン上の芝張り替え跡  
パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホール埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。
5. 地面にくい込んでいる球の救済  
**付属規則 I (A) 3 a を適用する。(ゴルフ規則 160 ページ参照)**  
スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。  
**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**
6. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合  
規則 18-2 と 20-1 は以下の通りに修正される。  
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。  
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。  
注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカはリプレースされることになる。

## 競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格  
プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
  - (a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。  
**(ゴルフ規則 176 ページ参照)**
  - (b) 溝とパンチマークの規格  
『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』  
(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照)
5. 使用球の規格  
『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)
6. プレーの中断と再開
  - (a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則

6-8 b、c、dに従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

## 7. 練習

ホールとホールの中の練習禁止(規則7注2)『附属規則I(B)5b』(ゴルフ規則181ページ参照)

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『附属規則I(B)5b』を適用する。(ゴルフ規則181ページ参照)**

## 8. キャディー(規則6-4注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『附属規則I(B)2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)**

## 9. スコアカードの提出(裁定6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

## 10. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

## 11. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**

## 12. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 13. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

## 注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホール  
のティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件 1 1 項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく  
損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレ  
ーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 競技委員会は規則 3 3 - 7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言  
等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることが  
できる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、  
スタート前の練習は 1 人 1 籠 (2 0 球) を限度とする。
6. ティーマーカーは緑色とする。
7. プレー中、帽子 (バイザー可) を着用すること。
8. 中部ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反  
があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、  
競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
9. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。

- 追 記
1. ハウス食堂(朝食)は、午前 6 時よりオープン。
  2. 練習場は、午前 6 時よりオープン。
  3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
  4. バッグは口径 9. 5 インチ、重量は 1 3 キロを超えないこと。

競技委員長 内 田 淳 二

## 指 定 練 習 日

6 月 1 3 日 (火) ・ 1 4 日 (水) ・ 1 5 日 (木) のうち 2 日間は連盟料金 (会場倶楽部会員  
並扱い) とする。ただし、1 5 日 (木) は午後 3 時までにはプレーを終わること。指定練習  
日のスタート時間は前もって西日本セブンスリーゴルフクラブに申し込み予約する  
こと。なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合があ  
る。予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは 1 個の球でプレーすること。

TEL 0 5 9 8 - 4 2 - 1 2 1 2